

はぴeプラス
(東京エリア)
<料金表>

2023年7月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適用範囲

このはぴeプラス(東京エリア)料金表(以下「この料金表」といいます。)は、電灯または小型機器を使用され、東京電力パワーグリッド株式会社(以下「当該一般送配電事業者」といいます。)が定める託送供給等約款(令和5年1月27日認可。なお、託送供給等約款が変更となった場合には、変更後の託送供給等約款によります。)およびその他の供給条件等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となる需要で、当社との協議が整った場合に適用いたします。

2 契約種別

この料金表の契約種別は、はぴeプラスといたします。

3 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4 契約電力

- (1) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。
 - イ 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この料金表により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この料金表による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この料金表によって受けた電気の供給とみなします。
 - ロ 契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大使用電力の値といたします。

ハ 契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

- (2) (1)により算定された値が0.5キロワット以下となる場合の契約電力は、電気供給条件（関西エリア以外〔低圧〕）（2023年4月1日実施。以下「供給条件」といいます。なお、供給条件が変更となった場合には、変更後の供給条件によります。）4（単位および端数処理）にかかわらず、0.5キロワットといたします。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表1（燃料費調整）(2)に定める基準燃料価格を下回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表1（燃料費調整）(2)に定める基準燃料価格を上回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ 契約電力が6キロワット以下の場合

1 契約につき	830 円 72 銭
---------	------------

ロ 契約電力が6キロワットをこえる場合

1 契約につき最初の6キロワットまで	1,716 円 44 銭
上記をこえる1キロワットにつき	295 円 24 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29 円 99 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36 円 43 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40 円 47 銭

6 帳票発行手数料

(1) 当社は、次の場合には、原則として、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料を、お客さまに支払っていただきます。

なお、帳票発行手数料は、当社が各帳票を発行した料金算定期間の料金とあわせて支払っていただきます。

イ お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が認める場合

ロ お客さまが、7（その他）(3)にかかわらず、料金を、当社が指定した金融機関等を通じて、当社が発行した振込用紙により支払われるとき。

ハ お客さまが、供給条件21（料金その他の支払方法）(1)イまたはロによる料金の支払いが不能となったこと等当社の責めとならない理由により、料金を、当社が指定した金融機関等を通じて、当社が発行した振込用紙により支払われる場合

(2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。

イ (1)イの場合

1 料金の算定期間および1契約につき	110 円 00 銭
--------------------	------------

ロ (1)ロまたはハの場合

1 料金の算定期間および1 契約につき	220 円 00 銭
---------------------	------------

7 そ の 他

- (1) 当社は、供給条件19（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表2（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (2) 供給条件7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件35（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。
- (3) この料金表による料金の支払方法は、原則として、供給条件21（料金その他の支払方法）(1)イまたはロによるものといたします。

附 則

1 実施期日

この料金表は、2023年7月1日から実施いたします。

2 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、供給条件18（料金の算定）および19（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分は、別表2（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）に準じて日割計算を行います。

別 表

1 燃料費調整

- (1) 供給条件別表 2（燃料費調整）(1)イに定める α 、 β および γ の値は、次のとおりといたします。

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

- (2) 供給条件別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	86,100 円
--------	----------

- (3) 供給条件別表 2（燃料費調整）(2)に定める基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	18 銭 3 厘
-------------	----------

2 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- (1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) 供給条件18（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)および(2)の「計量期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 計量期間等の日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む計量期間等の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 暦日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

(4) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）
大阪市北区中之島3丁目6番16号
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。